

一般廃棄物(ビン・ペットボトル)収集業務委託
(令和5～7年度)仕様書

鳴門市環境共生部クリーンセンター廃棄物対策課

本仕様書は、鳴門市内の一般廃棄物(ビン・ペットボトル)の収集運搬業務の実施に当たり、その適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものである。なお、この仕様書により業務を受託した者の準備又は行う措置に係る費用は、契約金に含むものとする。

1. 業務の目的

市民の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物(市が認めた集積場所である「リサイクルステーション」に出されたビン及びペットボトル)を「鳴門市一般廃棄物処理実施計画」に基づき適正に収集運搬し、市域の生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

受託者は、市が定める収集区域内の土地又は建物の占有者が、市指定の集積場所である「リサイクルステーション」に持ち込んだ「資源ごみ」を収集し、それぞれ指定された場所に搬入する。収集運搬を委託する「資源ごみ」は、次に掲げるものとする。

- (1) ビン(茶色のガラス製のもの)
- (2) ビン(透明のガラス製のもの)
- (3) ビン(その他のガラス製のもの)
- (4) ペットボトル

3. 期間

(1) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(2) 業務実施期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

4. 経費負担

本業務を行うために必要な経費のうち車両に係る、修繕費、自動車検査登録制度(車検)関係費、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)の保険料及び自動車重量税は市の負担とし、それ以外は受託者の負担とする。

ただし、受託者が原因となる事故等で車両の修繕が必要となった場合の費用は、受託者の負担とする。

5. 受託者の責務

受託者は、この仕様書を遵守し、信義に従って誠実に委託業務を履行しなければならない。

6. 実施方法

(1) 収集区域

収集区域は全市域とする。

(2) 収集日

土曜日、日曜日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間)、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元旦を除く)以外の日のうち、業務を円滑に行うことができるに足る日数を充てることとする。

(3) 収集時間

収集は、収集日の8時30分から16時00分までとする。収集運搬作業は、安全かつ効率的に実施するものとし、市から指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

(4) 収集場所

市が認める「資源ごみ」の集積場所である「リサイクルステーション」は、別紙に示す149か所とする。「リサイクルステーション」の変更(増設を含む)の必要が生じた場合は、受託者はその都度、本市の指示に従うものとする。

なお、これに伴う委託料の増減は認めないものとする。

(5) 作業内容

- ① 本業務で「リサイクルステーション」から収集した「資源ごみ」は、収集日当日に鳴門市クリーンセンター(鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2)に搬入するものとする。
なお、搬入量については、計量器で計測して把握するとともに計量伝票を保管するものとする。
- ② 搬入時間は、収集日の9時00分から16時00分までとする。ただし、施設の事情又は「資源ごみ」の量が多い等特別な事情があった場合は、市と受託者が協議のうえ変更することができるものとする。
- ③ 「資源ごみ」の搬入をする際は、処理施設管理者の指示に従わなければならない。
- ④ 処理施設内でのごみの計量及びピットでの「資源ごみ」の投入等については、係員の指示に従わなければならない。
- ⑤ ビン、は、収集時に「リサイクルステーション」に設置しているドラム缶ごと収集し、代替のドラム缶を設置する。その後、クリーンセンター内の専用の保管場所に搬入する。保管場所への搬入には、市所有のフォークリフト(クランプリフト)を使用し、ビンが入っているドラム缶ごと保管する。
- ⑥ ペットボトルは、収集時にドラム缶に被せたビニール袋に入っているペットボトルをビニール袋ごと収集し、新たにドラム缶に市が支給するビニール袋を被せる等、次の投入への準備をする。その後、「リサイクルプラザ」の保管場所に搬入する。

(6) 業務完了検査請求及び完了承認

受託者は、市の定める収集作業日報により、その日の業務実績を記録しておかなければならない。

また、毎月の本業務の処理について「委託業務実施月例報告書」を作成し、翌月の5日(3月の委託業務については、3月末日)までに収集作業日報、計量明細書とともに市に報告しなければならない。

(7) 業務に従事する者

- ① 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の人員を配置しなければならない。(ビンの収集・運搬車両には「小型移動式クレーン運転技能講習」、「玉掛け特別

教育修了」の資格を有する等、クレーンを操作できる人員、フォークリフト運転特別教育修了証を有する等、フォークリフトを操作できる人員を配置しなければならない。)

- ② 責任者は正社員であって、業務内容を十分に熟知し、本業務に責任を負わなければならない。
 - ③ 各収集運搬車両には、相当の一般廃棄物収集運搬業務経験を有する者を配置しなければならない。
 - ④ ビンの収集運搬車両には、運転手 1 名、作業員 1 名の計 2 名を乗車させなければならない。
- (8) 収集運搬用車両
- ① 受託者は、本業務を遂行するために市が所有する車両(4tユニック車 1 台、2tパワーゲート車 2 台等)を使用するものとする。
 - ② 車両は、鳴門市の委託業務以外の目的で使用してはならない。
 - ③ 受託者は関係法令を遵守し、使用する車両の日常点検等を適切に行わなければならない。
- (9) 収集運搬車両の保管場所等
- 収集運搬車両の保管場所は、運行前の点検及び清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は洗車及び汚水の処理等について、周囲に迷惑を及ぼしてはならない。
- (10) 収集運搬車両の運行
- ① 収集運搬車両の運行は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。
 - ② 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げないように、十分に配慮しなければならない。
 - ③ 業務の履行中に、市民とのトラブルや交通事故及び作業事故が発生した場合は、直ちに市に報告するとともに、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決しなければならない。また、処理の顛末について、書面により遅滞なく市に報告しなければならない。
 - ④ 収集運搬車両の運用については、対人賠償及び対物賠償は無制限、搭乗者賠償若しくは人身傷害賠償について 1 名につき 500 万円以上の自動車損害賠償任意保険に加入しなければならない。

7. 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を他者に再委託し又は請け負わせてはならない。ただし、受託者が大規模災害で被災した場合等、市が特に認める場合はこの限りでない。

8. 労働安全衛生等

業務従事者の労務管理等にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規並びに道路交通法等関連法令を遵守しなければならない。

9. 委託料の支払い等

受託者に対する業務委託料の支払いは、以下のとおりとする。

- (1) 本市は受託者に対して、別途締結する業務委託契約に基づき、受託者からの請求書の提出後、30日以内に月割りで委託料を支払うものとする。
- (2) 1ヶ月当たりの支払額は、委託料の総額の36分の1に相当する額とし、1,000円未満の端数がある場合は、初回分に併せて支払うものとする。
- (3) 本業務の委託料について、消費税及び地方消費税率が変更された場合は、市と受託者で協議できるものとする。

10. 契約の解除

市は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 受託者が市の指示に従わなかったとき。

11. 契約内容の変更

本仕様に係る業務について、法令及び規則の改廃、本市の一般廃棄物処理計画、施設の改変等やむを得ない事情により変更が生じる場合、本市と受託者とで協議し、契約の変更を行うものとする。

12. 研修

- (1) 受託者は、契約締結後から令和5年3月31日までの間に収集ルート等の研修、調査を受託者の負担で行い、令和5年4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにしなければならない。
- (2) 受託者は、運転手及び収集作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。

13. 業務の引き継ぎ

契約期間の満了に伴い、受託者が変更となる場合は、業務が円滑に履行できるように新たな受託者等への引き継ぎを行わなければならない。

14. 連絡体制

受託者は、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとらなければならない。

15. 損害賠償

受託者は、本業務の処理に関して、本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

16. 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更が生じたときは、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

- (1) 責任者、運転手、収集作業員の名簿及び配置計画書
- (2) 任意保険証書の写し(更新があれば、その都度提出すること)
- (3) 通常時、緊急時における連絡体制及びその連絡先
- (4) 収集運搬車両の車両保管場所付近の写真及び見取り図

17. 自然災害等の対応

地震や風水害等の災害その他特別な事情により、市からの指示がある場合には、これに従わなければならない。

18. その他

- (1) 本業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 収集作業員は、市の委託業務であることを念頭において、住民に対して常に親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
 - ② 運転手及び収集作業員は、作業服のほか、ヘルメット又は帽子、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に安全・清潔を保たなければならない。
 - ③ 本業務の実施に当たり、市民等から金品等を受け取ってはならない。
 - ④ 常にほうき、ちりとり等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとし、「リサイクルステーション」等の本業務処理場所の清潔保持に努めなければならない。
- (2) 市は本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度、受託者に指示することができる。この場合において、受託者は当該指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を、他者に漏らしてはならない。この契約が満了又は解除された後も同様とする。
- (4) 収集物の積み替えや一時保管を行ってはならない。ただし、事故等やむを得ない場合を除く。
- (5) 提出した書類等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。
- (6) 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて市、受託者が協議して定めるものとする。

参考資料

1. 年間収集見込み量

令和 5 年度から令和 7 年度までの各年度の収集見込み量は次のとおりとする。なお、契約期間中、年間収集見込み量に変動があった場合でも、この契約の範囲内として履行するものとする。

種 類	年間収集見込み量	年間走行見込み距離
ビ ン	360 t	13,800 km
ペットボトル	150 t	33,500 km

過去の年間収集実績

	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
ビ ン	370.1 t	391.6 t	403.9 t	417.8 t	434.9 t
ペットボトル	142.7 t	105.0 t	93.9 t	55.9 t	100.8 t

【添付資料】

1. リサイクルステーション位置図